

別表3

日常生活用具一覧

1. 介護・訓練支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	重度知的障害者(児) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上) 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者 寝たきりの状態にある難病患者	じよくそう 褥 瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する障害者(児)(原則として3歳以上の者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に介助を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として3歳以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型等住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上の者)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として学齢児以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

2. 自立生活支援用具

種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者) 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 常時介護を要する難病患者	容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	4,450
T字状・棒状のつえ	移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	容易に使用し得るもの	3年	木製 2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作補助段差解消等の用具とする。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
車椅子用段差異降機	常時車椅子を使用する者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合において、車椅子に乗ったままの状態で見降可能なもの	10年	260,000
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 重度知的障害者(児)又は精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革 12,768 スポンジ・革・プラスチック 30,870
特殊便器	重度知的障害者(児)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 上肢障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 上肢機能に障害がある難病患者	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの及び知的障害者(児)を介護するものが容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

2. 自立生活支援用具

種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上では座位を保てない者	椅子用の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	8年	81,000
火災警報器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)及び難病患者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	重度知的障害者 2級以上の視覚障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信器	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの	10年	7,000
視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	10年	56,000
携帯用 信号装置	聴覚障害者(児)であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	10年	18,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	2級の聴覚障害者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音・音声等を、視覚や触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

3. 在宅療養等支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 腎臓機能障害3級以上の障害児(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)で、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者) 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)で、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者) 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	56,400
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	5年	157,500
正弦波インバーター発電機	吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している者(いずれかの用具の給付を受けた者を除く。)	ガソリン又はガスポンプ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	100,000
ポータブル電源(蓄電池)		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	100,000
DC/ACインバーター(カーインバーター)		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	50,000
酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000
盲人用体温計 (音声式)	2級以上の視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	5年	9,000
盲人用体重計	2級以上の視覚障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	5年	18,000

4. 情報・意思疎通支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
携帯用 会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信 支援用具	上肢障害2級以上の障害者及び2級以上の視覚障害者	上肢障害者 1 インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) 2 ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒) 視覚障害者 1 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) 2 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) 3 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト)	—	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者で、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
点字器	2級以上の視覚障害者(児)	点字を打つためのもので点字版及び定規からなるもの。点筆も附属品として含まれる	標準型 7年 携帯用 5年	標準型 A 10,712 標準型 B 6,798 携帯用 A 7,416 携帯用 B 1,699
点字タイプライター	2級以上の視覚障害者(児)で、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	5年	63,100

4. 情報・意思疎通支援用具

種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の 者)	音声等により操作ボタンが知 覚 又 は 認 識 で き、かつ、 DAISY 方式による録音並びに 当該方式により記録された図 書の再生が可能であって、容易 に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の 者)	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信号 に変換して出力する機能を有 し、容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者(児)で、本装置 により文字等を読むことが 可能になるもの 原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像や文字 等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
盲人用時計	2級以上の視覚障害者 音声時計は、手指の触覚に 障害がある等のため、原則、 触読式時計の使用が困難な 者	容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・ 発語に著しい障害を有する 者(児童)であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる もの(原則として学齢児以上 の者で、電話(難視聴用電話 を含む。)によるコミュニケー ション等が困難な障害者の みの世帯及びこれに準ずる 世帯に限る。)	一般の電話機に接続ができ、 音声の代わりに文字等により 通信が可能な機器であって、容 易に使用し得るもの	5年	71,000
文字放送 ラジオ	聴覚障害者であって、文字 による情報を必要とする者	FM 文字多重放送の受信が可 能なもの	5年	23,000
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、 本装置によりテレビの視聴 が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障害者(児)用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画像に 出力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者(児)向け緊 急信号を受信でき、容易に使 用し得るもの	6年	88,900

4. 情報・意思疎通支援用具

種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
人工喉頭 (笛式・電動式)	喉頭摘出による音声・言語機能障害3級以上の障害者(児)	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 電動式 72,203
人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	障害者が容易に使用し得るもの	—	23,760
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	—	83,300
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難視聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	—	7,700
視覚障害者用 ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の者)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,000
点字図書	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	—	点字図書価格

5. 排泄管理支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
ストマ装具 (ストマ用品、洗腸用具、ケア用品等)	ストマ造設者(者・児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き)とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。洗腸用具、皮膚保護剤、袋を体に密着させるものなどのケア用品を含む。	—	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639
紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストマの変形等によりストマ装具を装着することができない者(児) 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害者(児) 2級以上の脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児) (原則として3歳以上のもの)	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	—	おむつ等 12,000
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの(ラテックス製又はゴム製)	—	男性用 ・普通型 7,931 ・簡易型 5,871
		女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付)	—	女性用 ・普通型 8,755 ・簡易型 6,077

6. 住宅改修費				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の障害者(児) 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000